

株式会社 関西メディコ

所在地：生駒郡、業種：卸売・小売業、医療、福祉、従業員数：約500人

1 両立支援に関する基本方針

◇「仕事と家庭の両立」を支援することを、企業の社会的責任（CSR）と位置づけ、積極的に支援策を打ち出し、両立しやすい職場環境づくりを実施することを事業主が自社のホームページにおいて、公表している。また、一般事業主行動計画の内容についても、自社のホームページに掲載し公表をしている。

2 育児休業制度

◇制度 育児休業は原則として1歳までであるが、保育所に入所できない等の理由のある場合は、3歳まで取得できる。

◇利用状況

- ・女性の育児休業の取得率は平成22年度100%（8人中8人）、平成23年度100%（8人中8人）、平成24年度100%（7人中7人）。
- ・平成22年度に男性1人が育児休業を取得している。
- ・過去3年間の育児休業からの復職率は88.2%である（17人中15人）。

3 介護休業制度

◇制度 介護休業の期間は通算100日間である。
休業の復帰後は、原職等に復帰させることを明記している。

4 勤務時間短縮等の措置等

〈育児のための制度〉

- ・短時間勤務制度（子の年齢に制限なく利用可）過去3年間に女性が15人利用している。
- ・所定外労働の免除（子が小学校の就学に達するまで利用可）、時差出勤（子が小学校の就学に達するまで利用可）の制度がある。
- ・子の看護休暇は時間単位で取得可能。

〈介護のための制度〉

- ・短時間勤務（期間は通算100日間）、時差出勤の制度がある。
- ・介護休暇は時間単位で取得可能。

5 その他の取り組み

- ・フレックスタイム制、短時間正社員制度があり、利用者がいる。
- ・職員が妊娠した時点から、代替要員の準備を始めるなど、育児休業を取得しやすい配慮を行っている。
- ・管理者研修において、管理職に対して、育児・介護休業制度の説明を行い、制度の普及を図っている。
- ・育児・介護休業規程等は、社内のイントラネットに掲載し、周知を行っている。
- ・仕事と家庭の両立支援の相談窓口を総務部に設け、復職時に育児休業取得者へ連絡を綿密に取り、保育所に入所できない場合速やかに休業期間を延長する、育児休業の復職後に継続勤務をしやすい希望する店舗への配置転換に応じるなど、復職時にきめ細かい配慮を行っている。
- ・ワークライフバランス施策として、「こども参観日」を実施している。